

お客様各位

平成17年3月制定  
平成17年4月13日改訂  
平成18年8月1日改訂  
平成19年9月30日改訂  
平成20年3月31日改訂

日興シティグループ証券株式会社

## 最良執行方針のご案内

この最良執行方針は金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様から受託した注文を最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

弊社では、お客様から下記第1項に規定された対象有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行方法に関する特段のご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

### 1. 対象有価証券

金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」、及びグリーンシート銘柄、フェニックス銘柄及び上場会社が発行する店頭取扱有価証券である、株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」。

### 2. 最良の取引条件で執行するための方法

#### (1) 上場株券等（本邦金融商品取引所上場外国株を除く）

お客様から上場株券等に係る売買注文を頂いた場合には、特段のご指示がない場合、委託注文として取次ぎ、金融商品取引所(以下「取引所」という)立会内において執行します。

#### ① 取引所立会内取引

お客様から特段のご指示がない場合、次に掲げる取引所において、金融商品取引に関する法令、諸規則に照らし問題ない場合には、受注後速やかに執行を開始または取次ぎします。問題があると判断される場合には、お客様に速やかに連絡した上で、執行を行わない、または執行を延期する等の処置を取ります。

- a) 本邦において単独取引所上場の銘柄の場合には、当該取引所
- b) 本邦で重複取引所上場している銘柄の場合には、流動性や市場環境を鑑み、株式会社 QUICK が主要取引所として選定している取引所（以下銘柄の「主市場」と言う）

なお、弊社が上記 a) または b) で選定した取引所の取引参加者または会員となっていない場合には、日興コーディアル証券に取次ぎ、当該取引所で執行するものとします。

## ② 取引所立会外取引

弊社がお客様から取引所の立会外での執行委託を頂いた注文につきましては、どの取引所において執行するかは、上場市場、取引時間帯、約定単価制度等の制約を考慮し、お客様からご指示を受けた価格、株数を執行するうえで効率的な市場を選択し執行します。

また、お客様が弊社または他のお客様と合意された価格、株数による取引所の立会外での執行につきましては、当該合意された価格、株数で行います。

## ③ 取引所外取引

取引所外取引で執行する旨のご指示を頂いた注文につきましては、取引にかかる条件を確認し、お客様と弊社が合意した条件で約定します。

なお、以下（４）に該当する場合を除き、PTS への取次ぎは行いません。

## （２） 本邦取引所上場外国株

お客様から特段のご指示がない場合、以下の方法により執行します。

本邦取引所単独上場の外国株を除き、弊社が頂く本邦取引所上場外国株の注文につきましては、国内店頭取引または国内委託取引は行わず、全て当該外国株式等を扱っている外国の金融商品取引業者に外国取引として取次ぎます。

なお、本邦取引所単独上場の外国株につきましては、当該本邦取引所立会内で執行します。

## （３） 取扱い有価証券（グリーンシート銘柄、フェニックス銘柄及び上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券）

お客様から特段のご指示がない場合、以下の方法により執行します。

弊社では基本的に取扱い有価証券のうちグリーンシート銘柄の注文はお受けしていません。

ただし、取引所で上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者のうち最良気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。なお銘柄によっては注文をお受けできない場合もあります。

上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については取引の執行方法に関する特段のご指示がない場合には当社が店頭取引で行います。

なお銘柄によっては注文をお受けできない場合もあります。

## （４） 本邦非居住者のお客様

本邦非居住者のお客様につきましては、原則として上記（１）から（３）に従った方法で執行します。ただし、お客様より特定の執行方法のご指示を受けている場合を除き、時差等を考慮して、お客様の本旨に基づく執行を上記（１）から（３）

の方法によらず、非主市場、立会外、取引所外取引（PTSを含む）、または弊社海外関係会社に執行を依頼する方法で行う場合があります。

### 3. 当該方法を選択する理由

#### (1) 上場株券等（本邦取引所上場外国株を除く）

##### ① 取引所立会内取引

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外取引と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって合理的であると判断されるからです。

また、複数の取引所に上場されている場合には、当該銘柄の主市場において執行することが、お客様にとって合理的であると判断されるからです。

##### ② 取引所立会外取引

取引所立会外取引は、あらかじめお客様からのご指示を受けた価格、数量を執行する取引であり、執行市場によって約定結果が変わるものではありません。

従って、各市場の取引可能な時間帯、約定単価等の制度の違いに鑑み、より効率的に執行できる市場を選択することが合理的であると判断されるからです。

##### ③ 取引所外取引

お客様から取引所外で執行する旨のご指示を頂いた場合、または取引所外においてのみ執行可能な取引条件のご指示を頂いた場合、そのご指示に基づき取引所外で執行することが合理的であると判断されるからです。

#### (2) 本邦取引所上場外国株

本国市場は、多くの投資家の需給関係から成り立つ流動性の高い市場であり、より合理的な価格形成がなされていると判断されるからです。

#### (3) 取扱い有価証券（グリーンシート銘柄、フェニックス銘柄及び上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券）

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の勧誘を弊社は行っておりませんが、フェニックス銘柄を投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引については、日本証券業協会の規則で店頭取引と定められています。

#### (4) 本邦非居住者のお客様

お客様のベンチマークが VWAP 等である場合が多いため、同銘柄で対当する他のお客様の注文、または自己のニーズがあった場合、当該 VWAP 価格等でクロス取引として立会外、取引所外、または弊社海外関係会社において執行したほうが市場内執行を行うよりお客様の求める約定を確保できる可能性が高いからです。

また、PTS または非主市場へ取次ぐことは、お客様のニーズに沿った約定の可能性を高める為に効率的と判断されるからです。

#### 4. その他

##### (1) お客様からのご指示があった場合

お客様から取引の執行方法に関するご指示があった場合には、そのご指示の内容が上記の最良執行方針に優先します。

##### (2) 特定同意注文等法令により例外的に認められる取引一任勘定取引注文および付帯条件注文（以下「特定同意注文等」という）

お客様から頂いた注文のうち特定同意注文等（VWAP ターゲット、CD、OB、コンティンジェント、取引総代金指定、出来高規制指示等またはこれらの要素が複数組み合わさった指示等を含みますがここに列挙された形態に限定されません）の執行のタイミング、価格、執行数量等につき弊社の裁量に委ねられた注文に関しては、弊社のシステムで自動執行をする場合も含め、お客様から頂いた弊社の裁量の範囲で注文の趣旨に沿った執行を行います。

##### (3) 事務処理ミス及びシステムトラブル

お客様の注文の執行につき弊社の事務処理ミスまたはシステム障害等により注文の執行が注文の本旨に従って行えなかった場合には、お客様に速やかに連絡し、その後の対応を協議し、お客様と弊社が合意した合理的な価格で、法令・諸規則に則り訂正取引（取引所の定める過誤訂正、立会外での訂正取引、市場外での訂正取引等）を行います。

##### (4) 端株、単元未満株の取引

端株、単元未満株の取引を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぎます。

##### (5) 制度信用の返済取引

制度信用の返済取引の注文を受託した場合で信用新規取引を行った市場と主市場が異なっている場合には、返済取引の執行を行う市場は主市場ではなく、制度信用新規取引を行った市場となります。

##### (6) 天変地異、災害、その他法令・諸規則の要請等により、お客様の注文の受注、または注文の受注後に本方針に従った執行ができない場合があります。

以上

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。  
したがって、価格のみに着目し事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。